

第2回入札説明書等に関する質問への回答

令和2年2月21日

標記の件、次のとおり回答します。

1. 入札説明書に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答

2. 要求水準書に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	3	第1編	第1節	6	(5) 5) 添付資料1について、現地見学会時に閲覧させて頂いた図面によると現施設の雨水排水は施設外周道路の側溝に接続されています。本事業においても雨水排水を同一場所に接続し排水するという点でよろしいでしょうか。	差し支えありません。 事前調査及び諸官公庁と調整のうえ、設計を行ってください。
2	4	第1編	第1節	7	業務範囲【本市】5)に「本事業を実施する上で必要な各種許認可手続き等、各種行政手続きを行う。」とありますが、建築基準法第51条ただし書きの変更許可および都市計画審議会対応は完了済みと考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、それぞれ想定されている時期をご教示ください。	建設予定地は、ごみ焼却場として都市計画決定されており、対応済みです。
3	8	第2編 第1章	第1節	2	計画ごみ質にて提示されている基準ごみの条件(数値)は、想定されるごみ質の平均値と考えてよろしいでしょうか。	提示している基準ごみの条件(数値)は、過年度のごみ質試験結果を整理したものです。 想定されるごみ質の平均値と考えてください。
4	86	第2編 第3章	第6節	2	解体撤去工事における内外装材の石綿混入情報(部位、量等)のご提供をお願いいたします。	以下施設の外壁塗材の石綿含有は「無」です。(令和2年1月調査) その他の石綿混入情報はありません。 ・粗大ごみ資源化センター ・かんびん資源化センター(受入棟、選別棟) ・リサイクル工房 ・リサイクルプラザ
5	86	第2編 第3章	第6節	2	解体撤去工事における発生材の処理については、事業者範囲として計画(自由処分)してよろしいでしょうか。	差し支えありません。 発生の抑制、有効利用等を図り、適正に処理することとしてください。 処理実績は、発注者が確認できるものとしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
6	86	第2編 第3章	第6節	2	解体撤去工事の工事範囲について、備品類(机・椅子等、その他固定されていない物)は一般廃棄物であり産業廃棄物としての取り扱いができませんので、工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。(工事着手前に貴市にて搬出あるいは処分頂けるものと考えてよろしいでしょうか。)	本市において対応します。
7	86	第2編 第3章	第6節	2	計画敷地の東側構内電柱を利用し、隣地の浄化センターに通信線が引かれています。解体工事着工前に貴市にて移設して頂けると考えて良いでしょうか。	計画敷地内の電柱移設は工事範囲内とします。
8	86	第2編 第3章	第6節	2	解体工事着手時には、解体対象の施設内外には、粗大ごみ等の一般廃棄物などの残置はないものと考えてよろしいでしょうか。	残置はないものと考えてください。
9	86	第2編 第3章	第6節	2	解体工事に関して、西港中継層(し尿中継層)の内部清掃は完了した状態で、廃止届後にお引き渡しいただけると考えてよろしいでしょうか。	必要な手続きは本市にて行います。内部清掃のうえ引渡されるものと考えてください。
10	96	第3編 第2章		3	排水を下水道に放流する場合の下水道の基本料金、使用料金は放流部に設けた流量計によって精算されると理解してよろしいでしょうか。	下水道の検針については、下水道事業者と協議をしてください。

3. 落札者決定基準に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答

4. 基本協定書(案)に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	3		第8条	4	「なお、発注者は、当該経営計画書及び事業収支表を公開することができる」(第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日))とありますが、当該経営計画書及び事業収支表は、運営事業者のコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれておりますので、具体的な公開情報につきましては、事前に協議させていただきたくお願いいたします。	秘密情報については、第16条において取扱いを定めています。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
2	3		第8条	5	「なお、発注者は、当該計算書類等を公開することができる」（第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日)）とありますが、財務書類は、運営事業者のコスト競争力等、公開しがたい情報が含まれておりますので、会社法の定めのある公告義務の範囲内の公開とし、具体的な公開情報につきましては、事前に協議させて頂きたくお願いいたします。	秘密情報については、第16条において取扱いを定めています。
3	4		第9条	4	「構成企業は、PFI事業者の各株主をして、各株主の各年度の9月末日（ただし初年度は10月末）までに翌事業年度の予算を概要を、各事業年度2月末（ただし初年度は3月末）までに翌事業年度の経営計画書及び事業収支表を作成され、発注者に提出させなければならない」（第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日)）とありますが、各株主各社は、各年度の9月末日（ただし初年度は10月末）までに翌事業年度の予算概要を作成しておらず、また上場会社及び上場会社の重要な子会社等のこれら未公表の会社情報については、金融商品取引法第166条のインサイダー取引規制の対象情報に該当する等の制約がありますので、経営計画書及び事業収支表の提出内容や時期につきましては初回提出時までに協議させて頂きたくお願いいたします。	協議に応じます。
4	4		第9条	5	「構成企業は、PFI事業者の各株主をして、各株主の各年度の終了日から3月以内に、各株主の当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成させ、当該株主に会計監査人及び監査役がいる場合は当該監査を受けたうえで、発注者に提出させなければならない」（第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日)）とありますが、財務書類は、各社のコスト競争力等、公開しがたい情報が含まれておりますので、提出書類やその内容につきましては、初回提出時までに協議させて頂きたくお願いいたします。	秘密情報については、第16条において取扱いを定めています。

5. 事業契約書（案）に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	内 容
1	5	第1章	第9条	2(6)	「なお、発注者は、当該経営計画書及び事業収支表を公開することができる」（第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日)「事業契約(案)のとおりとします。」)とありますが、当該経営計画書及び事業収支表は、運営事業者のコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれておりますので、公開情報につきましては、事前に協議させていただきたくお願いいたします。	秘密情報については、第106条において取扱いを定めています。
2	5	第1章	第9条	2(7)	「なお、市は、当該計算書類等を公開することができる」（第1回入札説明書等に関する質問への回答(令和1年12月18日)「事業契約(案)のとおりとします。」)とありますが、財務書類は、運営事業者のコスト競争力等、公開しがたい情報が含まれておりますので、会社法の定めのある公告義務の範囲内の公開とし、具体的な公開情報につきましては、事前に協議させて頂きたくお願いいたします。	秘密情報については、第106条において取扱いを定めています。
3	6	第2章 第1節	第11条	2	事前調査は、かんびん資源化センター等の稼働状況により物理的または運用上の理由から実施不可能な箇所も存在すると思料します。このような場合は、「事前調査の不備」には該当しないと理解してよろしいでしょうか。	設計・建設業務に必要な事前調査が実施不可能な場合は、実施不可能な理由を市に説明し、市が承認した場合に限り事前調査の不備には該当しないものとします。

6. 様式集に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答

7. 提案書の作成要領に対する質問・意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答